

定 款



三菱化工機株式会社定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 本会社は三菱化工機株式会社と称し、英文では Mitsubishi Kakoki Kaisha, Ltd. とする。

(目的)

第2条 本会社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 石油精製、石油化学、ガス、製鉄、原子力、肥料工業、食品工業、医薬品工業その他各種化学工業用並びに一般産業用装置、機器の製造、修理及び販売
2. 大気汚染防止装置、水処理装置、廃棄物処理装置その他公害防止並びに環境改善装置、機器の製造、修理及び販売
3. 遠心分離機、汙過機、乾燥機、攪拌機、集塵機、洗浄機その他一般機械器具の製造、修理及び販売
4. 照明器具の製造、修理及び販売
5. 各種高圧ガスの製造及び販売
6. 光学部品、機械部品、工具、装身具その他ガラス・金属・プラスチック等の製品の蒸着加工並びに蒸着製品の製造及び販売
7. 土木、建築、管、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、機械器具設置、水道施設、清掃施設、とび・土工、塗装等の各工事に関する設計、監理及び施工
8. 前各号に掲げるもののエンジニアリング業務並びに賃貸
9. 建物、構築物、産業用装置、機械器具、部品類の洗浄業務
10. 化学薬品、動植物からの抽出成分及びこれらを配合した消臭剤・芳香剤等化学製品並びに医薬品、医薬部外品並びにでんぷん食品・たんぱく食品・ビタミン食品・カルシウム食品等加工食品、食品添加物、飼料、飼料添加物の製造及び販売
11. 前各号に掲げるもののコンサルティング業務並びに技術の販売
12. 損害保険代理業務
13. 建材、事務用消耗品、工具・溶接用補助材料・油類等工場用消耗品、衣料品及び日用品雑貨の売買
14. 各種廃棄物の処理に関する業務
15. 不動産の売買、賃貸及び管理
16. 発電及び売電に関する業務
17. 前各号に掲げるものの代理及び仲立業務
18. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 本会社は本店を神奈川県川崎市川崎区に置く。

(機関)

第4条 本会社は株主総会及び取締役の他、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第5条 本会社の公告方法は電子公告とする。但し事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 本会社の発行可能株式総数は16,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 本会社は会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 本会社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 本会社の株主はその有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規程)

第10条 本会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款の他、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第11条 本会社は株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。

本会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、本会社においては取り扱わない。

第3章 株 主 総 会

(招集の時期等)

第12条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要に応じ随時招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 本会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集者及び議長)

第14条 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き取締役会の決議により取締役社長がこれを招集する。

株主総会の議長は取締役社長がこれに任ずる。

取締役社長に差支えがあるときはあらかじめ取締役会で定めた順序に従い他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第15条 本会社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

本会社は電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

会社法第309条第2項に定める決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は本会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。株主又は代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を本会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第18条 本会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は10名以内とする。
本会社の監査等委員である取締役は4名以内とする。

(取締役の選任)

第19条 取締役は監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。
取締役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
監査等委員である取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 取締役会はその決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。

代表取締役は各自会社を代表し、取締役会の決議に基づき会社の業務を執行する。

取締役会はその決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を定めることができる。

(取締役会の招集)

第22条 取締役会は取締役会長が招集し、その議長となる。
取締役会長に差支えがあるとき又は欠員のときは、取締役社長又はあらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。
取締役会の招集通知は期日の少くとも3日前に各取締役に対し発する。但し緊急の場合にはこれを短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第23条 本会社は会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第24条 本会社は会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役の責任免除)

第25条 本会社は会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

本会社は会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集)

第26条 監査等委員会の招集通知は期日の少くとも3日前に各監査等委員に対し発する。但し緊急の場合にはこれを短縮することができる。

(常勤の監査等委員)

第27条 監査等委員会はその決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第28条 会計監査人は株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第29条 会計監査人の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第7章 計 算

(事業年度)

第30条 本会社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第31条 本会社の期末配当の基準日は毎年3月31日とする。

(中間配当)

第32条 本会社は取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(除斥期間)

第33条 配当財産が金銭である場合はその支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、本会社は支払の義務を免れるものとする。

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 本会社は会社法第426条第1項の規定により、平成28年6月開催の第92回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。

(監査役の責任限定契約に関する経過措置)

第2条 平成28年6月開催の第92回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。

制定	昭和24年9月1日	改正	昭和37年11月29日	改正	平成7年6月29日	改正	平成27年6月26日
改正	昭和24年9月15日	改正	昭和45年11月27日	改正	平成10年6月26日	改正	平成28年6月29日
改正	昭和26年11月29日	改正	昭和46年5月28日	改正	平成14年6月27日	改正	平成29年6月29日
改正	昭和31年5月29日	改正	昭和49年11月29日	改正	平成15年6月27日	改正	令和4年6月29日
改正	昭和31年9月11日	改正	昭和50年5月30日	改正	平成16年6月29日		
改正	昭和31年11月30日	改正	昭和57年6月29日	改正	平成18年6月29日		
改正	昭和32年11月29日	改正	昭和61年6月27日	改正	平成19年6月28日		
改正	昭和34年11月30日	改正	平成3年6月27日	改正	平成21年6月26日		
改正	昭和35年11月28日	改正	平成6年6月29日	改正	平成25年6月27日		